

「IT 利活用支援事業」参加企業募集要項

1 目 的

専門家の支援のもと、中小企業者が自社にあった IT ツールを選定・導入・活用することを通じて、IT・デジタル技術に関するノウハウの蓄積・専門人材の育成を推進し、中小企業者自身による継続的な IT 利活用・労働生産性向上を実現することを目的としています。

2 事業の概要

(1) 募集企業数

4 社（審査の上、決定します）

※うち 2 社は小規模企業者（従業員 20 人以下）を優先します。

(2) 事業内容

① 専門家による支援

各企業が自社にあった IT ツール等を選定・導入し、有効に活用できるよう最長 8 ヶ月間にわたって専門家が以下の業務を支援します。

i 現行業務・新規ニーズ分析

現行業務（使用している帳票、事務処理等）や業務の新規ニーズをヒアリングします。（ヒアリングの頻度は月に 2 回程度）

ii IT ツール等の探索

i をもとに、活用できる IT ツールやクラウドサービスについて複数提案します。

iii RFP 作成

ii をもとに、RFP※（提案依頼書）作成を支援します。

※RFP とは、情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、発注先候補の事業者
に具体的な提案を依頼する文書のことです。

iv 導入に向けた支援・導入後の活用支援

i ～ iii をもとに選定した IT ツール等の導入に向けた助言と、導入後の効率的・効果的な活用に向けた助言を行います。

v IT 人材の育成

i ～ iv を通して、企業が自身の力で IT の利活用・運用を実施できるよう支援します。

② 補助金による支援

①で選定した IT ツールの導入経費を補助します。

※補助金の支給を受けるためには、別途、交付申請と交付決定が必要となります。

※また、本年度中に IT ツールを導入する必要があります。

【補助率】 2 / 3

【補助上限額】 1 0 0 万円

3 応募資格（以下を全て満たすこと）

- ① 岡山市内に本社事業所もしくは主要な事業所（工場・店舗等）がある中小企業者（※「業種」の定義については、次ページ【業種等の定義】をご確認ください。）
- ② 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 本事業の効果を高めるため、以下のような主体的な体制を整えること。
 - i 本事業への経営層の参画（キックオフ会議同席や、社内優先事項としての取組等）
本事業実施の担当者を配置すること。
 - ii 各ヒアリングに積極的に参加し、主体性をもって取り組むこと等
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - i みなし大企業（定義については、以下【業種等の定義】をご確認ください。）
 - ii 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に規定する業種
 - iii 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団
 - iv 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - v 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
 - vii 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者

【業種等の定義】

(1) 以下のいずれかを満たすこと		
○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ○個人事業主(商工業者であること) ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 ①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと		
(2) 以下、基準分類表の「資本金の額又は出資の総額」もしくは「常時使用する従業員の数」の数値のいずれかもしくは両方を満たす者		
基準分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～⑦以外)	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業(⑥⑦以外)	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※中小企業者には当てはまらない者

○法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人

○任意団体

○宗教上の組織又は団体、政治団体

○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、(病院・助産所等を個人名義で開設している)医師、歯科医師、助産師

○個人農林漁業者及び農事組合法人

○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる事業者

※みなし大企業・・・次のいずれかに該当する中小企業

- ・発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
- ・発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
- ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

4 応募方法

(1) 提出書類

参加申込書 1部

企業パンフレット（作成している場合のみ） 各5部

※参加申込書は岡山市 HP からダウンロードできます（下記問い合わせ先参照）。

※参加決定後、追加書類として「市税の滞納無証明書」及び「誓約書兼同意書」を提出していただきます。

(2) 提出先 下記申し込み先参照

(3) 提出方法 郵送または持参してください。

※ただし、参加申込書はEメールでの提出も可。

(4) 応募期限 令和7年6月27日（金）17時15分必着

(5) その他

・提出いただいた書類等は返却いたしません。

・本事業は、IT 利活用・デジタル化によって労働生産性の増加を目指すものですが、岡山市が労働生産性の増加を保証するものではありません。

5 選考について

- ・書類審査の上、参加事業者を決定します（必要に応じてヒアリングを行う場合があります）。
- ・小規模企業者（従業員20人以下）につき、優先採択枠（2社）を設けております。
- ・審査結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

6 申し込み先・問い合わせ先

岡山市産業観光局商工部 産業振興課 ものづくり振興係 担当：藤本、山本

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

Tel：086-803-1329 Fax：086-803-1738

E-mail：kougyoushinkou@city.okayama.lg.jp